

つくばみらい市空家等対策計画（案）

平成28年〇月

つくばみらい市

■目次

第1章 計画の概要

1. 背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
4. 対象地区	1
5. 対象とする空家の種類	2
6. 今後の空家対策の基本的な指針	2

第2章 空家等対策の実施体制

1. 庁内の組織体制及び役割	3
2. 市協議会	3
3. 関係機関との連携	4

第3章 空家等の調査

1. データベースの作成	5
2. 立入調査	5
3. 所有者等の確認	5

第4章 空家等の適切な管理の促進

1. 相談体制の整備	6
2. 所有者の意識の涵養	6

第5章 特定空家等に対する措置及びその他の対処

1. 措置の対象	7
2. 特定空家の判定	7
3. 措置の実施	7
4. その他の対処	8
特定空家等に対する措置のフロー図	9

第6章 空家及びその跡地（空地）の活用の促進

1. 利活用可能な空家及びその跡地（空地）の情報提供 ～空家バンク事業等の実施～	10
2. 地域交流、地域活性化の拠点としての利活用	10

資料編

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法	11
2. つくばみらい市空家等対策協議会設置要綱	16

第1章 計画の概要

1. 背景

急激に進行する少子高齢化社会のなかで、空家に関する問題は、全国的に表面化している。特に空家になったにもかかわらず、適切な管理が行われず放置されている状態の空家は、現在も増加傾向にあり、防災・防犯・安全・環境・景観保全等の面で住民生活に悪影響を及ぼしており、早急な解決が求められている。

国は、この空家問題の抜本的な解決策として平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家等特別措置法」という。）を施行し、危険な放置空家について、各自治体に立入調査の権限を付与し、所有者に修繕や撤去などの勧告、命令を行えるほか、最終的に行政代執行による撤去もできることを定めた。

本市においては、国の動きに先行し、平成25年12月から「つくばみらい市空き家対策検討委員会」を計6回開催し、空家等の問題を検討してきた。

空家等特別措置法の施行を踏まえ、市民の生命、身体及び財産を保護することにより、安心・安全に暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空家等の活用を促進することにより、まちづくり活動の活性化を図ることを目的として、法及び条例に基づき、本計画を策定する。

2. 計画の位置づけ

この「つくばみらい市空家等対策計画」（以下、「空家等対策計画」という。）は、空家等特別措置法第6条の規定に基づき、地域社会の健全な維持のため、空家等に関する問題について本市が取り組むべき対策の方向性等について、基本的な考え方を示したものであり、本市空家等対策の基礎となるものである。

3. 計画期間

空家等対策計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、社会情勢等の変化等必要に応じて見直していくものとする。

4. 対象地区

空家等対策計画の対象地区は市内全域とする。

5. 対象とする空家の種類

空家等対策計画の対象とする空家の種類は、空家等特別措置法第2条第1項に規定された「空家等」及び第2項に規定された「特定空家等」とし、活用促進の観点からその跡地（空地）についても対象に加えることとする。

また、市民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全等の観点から特定空家等から優先して対策を講じるものとする。

○空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

○特定空家等

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

○その跡地（空地）

以前、建築物又はこれに附属する工作物が存在し、現在、更地になっているものをいう。

6. 今後の空家等対策の基本的な指針

■安心・安全が守られ、災害に強いまちづくり

特定空家等は、火災発生など市民への危険性が懸念されるため、空家等の適切な管理を推進し、除却を推進することにより、市民が安心・安全に暮らせ、災害に強いまちづくりを目指す。

■良好な環境で快適に暮らせるまちづくり

特定空家等は、周辺環境への悪影響の長期化が懸念され、多くの問題を生み出すことから、その発生を防止することで良好な住環境を維持し、住民が快適に暮らせるまちづくりを目指す。

■空家を活用した活気のあるまちづくり

市が空家の情報を管理し、相談体制を整備することにより、活気あるまちづくりという視点からも、空家等の活用促進を目指す。

第2章 空家等対策の実施体制

1. 庁内の組織体制及び役割

市は、空家等の所在、所有者等について内部で広く情報共有を図り、空家等対策について連携を取りやすい体制を整備する。

課名	役割
安心安全課	<ul style="list-style-type: none">・空家等の調査・空家等の適切な管理の促進・措置及び対処の実施・市協議会及びその他関係機関との連絡、調整・災害対策及び災害時の応急措置等・被相続人居住用家屋等確認書発行（空き家の譲渡所得特別控除添付資料）・その他の施策全般
都市計画課	<ul style="list-style-type: none">・空家及びその跡地（空地）の活用促進・各種補助制度の紹介
生活環境課	つくばみらい市環境保全条例に基づいた跡地（空地）の所有者等に対する勧告等
建設課	<ul style="list-style-type: none">・道路の安全確保等
学校教育課	<ul style="list-style-type: none">・通学路の安全確保・その他児童及び生徒の危険防止
税務課	<ul style="list-style-type: none">・空き家の譲渡所得特別控除の制度に関すること・特別措置法第10条第1項の規定に基づいた固定資産課税台帳等の安心安全課への開示

2. 市協議会

市は、空家等特別措置法第7条第1項の規定に基づき、つくばみらい市空家等対策協議会（以下、「市協議会」という。）を設置する。

■所掌事務

市協議会では、市協議会設置要綱第3条の規定に基づき、下記の協議を行うものとする。

- ①空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- ②空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- ③空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- ④特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- ⑤その他空家等の対策に関して必要な事項

■構成

市協議会の構成については、市協議会設置要綱第4条第2項の規定に基づき、市長のほか、市民代表、市議会議員、学識経験者及び市職員計15人以内とする。

3. 関係機関との連携

■不動産関係団体

不動産関係団体と空家バンク事業等を通じて相互に連携・協力をして、市内の空家等の市場への流通を促進することにより、特定空家等の発生の防止と空家等の利活用を推進し、本市への定住の促進と地域の振興に努めます。

■市内行政区

地元を良く知る自治会の協力なしでは、空家等の問題は解決しません。市は、自治会から寄せられた空家等に関する情報などに注意を払い、問題の早期解決に努めます。

■警察

危険回避のための対応等

■常総広域消防本部

災害対策及び災害時の応急措置等

■その他関係団体との連携

市は、空家等対策の推進のため、弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会、建築士会及び金融・経済団体等の関係団体には、市が実施する空家等対策事業に対する支援を期待するとともに、相談会等を通じて相互に連携を図りながら、空家等の問題に取り組みます。

第3章 空家等の調査

市は、空家等の実態調査から、データベースを作成し、適切な管理が行われていない空家等には、立入調査を行うとともに、助言・指導等により所有者に適正管理を促す。

1. 実態調査・データベースの作成

市は、空家等の実態調査を行い、空家等特別措置法第11条第1項の規定に基づき、空家等のデータベースを作成する。

■対象

実態調査の対象は、空家等特別措置法第2条第1項に規定する空家とする。

■調査内容及び方法等

空家等の戸数、空家等の状態、特定空家等への該当の可能性等について調査することとし、その調査方法は、民間事業者への委託等を含め、空家等の実態調査を行う上で適切な方法により行う。

2. 立入調査

■適切な管理が行われていない空家等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行う。

立入調査は、空家等特別措置法第9条第3項の規定に基づき、調査の5日前までに当該空家等の所有者等にその旨を通知し、必要な調査を行う。

■必要に応じ、建築士等の専門家に調査を委任する。

■所有者等関係者に質問し、必要な報告を求める。

3. 所有者等の確認

所有者等確認のため、空家等特別措置法第10条第1項の規定に基づき、固定資産税情報のうち所有者等に関する情報をもとにして、所有者等の確認を行う。

■当該空家等の近隣住民や関係者等から情報収集を行う。

■登記情報・建築確認申請情報で、事実確認を行う。

■所有者が死亡し、相続登記未了の場合は、戸籍情報で相続人の確認を行う。

■調査結果に基づき、該当者に通知し、所有者等を確定する。

第4章 空家等の適切な管理の促進

市は、個人の財産である空家等の管理は、所有者等が自ら行うことが原則であることの理解を改めて促し、空家等が管理不全状態になることを未然に防ぐための対策を進めていくものとする。

1. 相談体制の整備

市は、空家等に関する相談窓口を以下のとおり設置し、相談に適切に対処する。

相談窓口	内容
安心安全課	・空家等の適切な管理について
都市計画課	・空家及びその跡地（空地）の利活用について ・各種補助制度に関すること 例：空家バンク
税務課	・固定資産税について ・空き家の譲渡所得特別控除の制度について

■職員のスキルアップ

空家等に関するあらゆる相談に適切に対応するため、国、県等が主催する説明会及び関係機関が実施する研修会等に積極的に参加することにより、担当職員のスキルアップを図る。

■市協議会及びその他関係機関との連携

空家等に関するあらゆる相談に適切に対応するため、市協議会及びその他関係機関と連携し対応していく。

2. 所有者の責任意識の育成

市は特定空家等の発生を未然に防ぐため、所有者等の責任意識の育成に努める。

■所有者等への意識啓発

市は、広報つくばみらい及び市ホームページ等を通じて、空家等の管理について、所有者等への意識啓発に努める。

■情報提供による支援

市は、広報つくばみらい及び市ホームページ等を通じて、空家の所有者等に対して、空家バンク事業や各種補助制度等についての情報提供を行う。

第5章 特定空家等に対する措置及びその他の対処

市は、空家等について、必要な措置を講じることによって、市内の防災・防犯・環境・景観保全等の維持に努めるものとする（図1参照）。

1. 措置の対象

市は、市内の空家等のうち市民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全等のため特定空家等から優先して措置を行うものとする。

措置については、市協議会で協議し、実施するものとする。

2. 特定空家の判定

特定空家等に該当するか否かの判断は、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に定める内容を基本に、つくばみらい市空家等対策協議会（以下、「市協議会」という。）が行うものとする。

3. 措置の実施

■助言・指導

市長は、空家等特別措置法第14条第1項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対して、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図り、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう助言・指導を行う。

■勧告

市長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、空家等特別措置法第14条第2項の規定に基づき、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告を行う。

なお、勧告を行うことにより、固定資産税の住宅用地の特例が解除されます。

※参考 固定資産税の住宅用地の特例

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	特例率	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	面積が200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は1戸当たり200㎡までの部分	1 / 6	1 / 3
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	1 / 3	2 / 3

※アパート・マンション等の場合は、戸数×200㎡以下の部分が小規模住宅用地となる。併用住宅の場合は、建物の構造、階数、住宅としての利用部分の割合により、住宅用地となる面積が異なる。

■命令

- ①市長は、勧告を行っても改善が見られない場合で、著しく管理不全な状態であると認めるときは、空家等特別措置法第14条第3項の規定に基づき、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて必要な措置を講ずるよう命じる。
- ②命令を実施する場合においては、空家等特別措置法第14条第4項の規定に基づき、あらかじめ、その措置を命じようとする者又はその代理人に対し、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与える。

■行政代執行

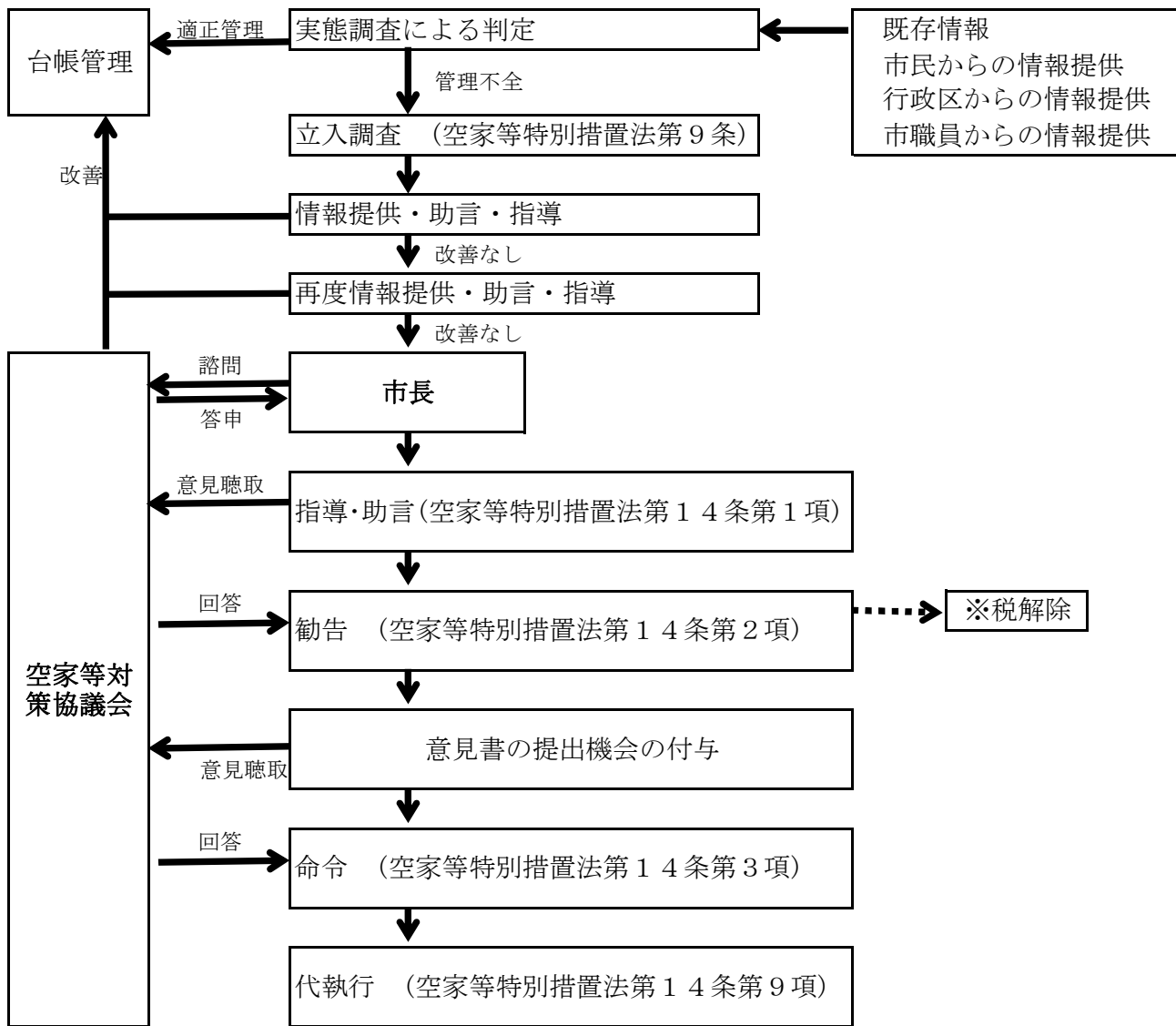
- ①市長は、命令を行っても改善が見られない場合は、空家等特別措置法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定に基づき、所有者等に代わり、当該空家等の除却等必要な措置を講ずる。
- ②この措置に要した費用については、当該所有者等に請求する。

4. その他の対処

市は、前項に掲げる措置のほか必要な対処については、市協議会等と協議したうえで決定し、実施するものとする。

なお、災害時等緊急の場合の対応については、この限りではない。

○特定空家等に対する措置のフローチャート図 (図1)



「※税解除」・・・固定資産税等に係る住宅用地の特例を解除

第6章 空家及び跡地の活用の促進

市は、市内の特定空家等の解体により空家等の解消に努めるとともにその他の空家等及びその跡地（空地）の有効活用を促進していくための方策を検討する。

1. 利活用可能な空家及びその跡地（空地）の情報提供

～空き家バンク事業等の実施～

市は、空き家バンク事業等を実施することにより、空家等を有効活用し、市内への移住・定住促進による地域の活性化を図るとともに、空家の発生を抑制する。

○空き家バンク

空家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空家の利用を希望する人に紹介する制度で、「空家の有効活用」、「定住促進による地域の活性化」を図ることを目的としている。

2. 利活用可能な空家及びその跡地（空地）の相談・補助制度の紹介

空家等は多様な活用方法があるため、市は、空家等及びその跡地（空地）の有効活用のため、相談窓口を設置し、利活用に関する相談を受け、助言するものとする。併せて、利用できる補助制度について、紹介するものとする。

資料編

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日法律第百二十七号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

- 第十四条** 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 1 1 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 2 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 3 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. つくばみらい市空家等対策協議会設置要綱

つくばみらい市空家等対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、つくばみらい市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (5) その他空家等の対策に関して必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民代表
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 会長は、会議の議長となる。ただし、会長が指名した者を議長とすることができる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、安心安全課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。